

三条ものづくり学校コワーキング会員 スペース利用規約

本規約は、株式会社ものづくり学校（以下「当社」）が運営するコワーキングスペースにおいて、利用者であるコワーキング会員（以下「会員」）と当社との間に適用される利用条件を定めたものです。会員は本規約を遵守するものとします。

第1条（コワーキングスペース）

当社が運営、管理を行う三条ものづくり学校の1階101号室フリーアドレスデスク型のワークスペースをコワーキングスペースといたします。

第2条（会員）

コワーキングスペースの利用希望者は、弊社が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、会員申し込みを行うものとします。

2. 本規約における会員とは、前項に基づく会員申し込みに対し、当社が承諾した者とします。なお、当社は当社の判断により当該申し込みに対し審査を行い、承諾しないことができるものとします。
3. 会員は、コワーキングスペースにおいて、ものづくりに関わる事業を行う必要があります。
4. 会員は、本規約ならびに三条ものづくり学校館内規則他、当社の定めるルールを遵守しなければなりません。
5. 会員は、第3条に定める費用を支払い、コワーキングスペース内の空きデスクおよび指定のロッカーを利用するものとします。
6. 会員は、デスク使用後は、必ずデスク上の荷物・ゴミは撤去し、イスをもとの位置に戻して退出しなければなりません。デスク等を汚した場合は清掃するものとします。
7. 会員は、コワーキングスペース利用時にその日の最終退出者となった場合は、空調・照明を切り、部屋の施錠を行うものとします。
8. 会員は、会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできません。

第3条（利用料金）

コワーキングスペースの利用料金は下記のとおりです。

月額利用料 5,800円/1席、1ロッカー（税込）

第4条（料金の支払いに関して）

毎月の月額利用料は前月25日までに当社所定の口座に銀行振込でお支払い頂きます。支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5%の額を、遅延損害金として当社にお支払いいただきます。

第5条（利用可能時間）

コワーキングスペースの利用時間は年末年始を除く平日・土日祝/24時間とします。

年末年始の利用停止期間は12月29日～翌1月3日を基本とし、毎年曜日の並び等により変動します。

また、今後の運用状況により、利用時間は変更することがあります。その他工事等で利用できない場合がありますが、その場合は事前にご連絡いたします。

第6条（利用制限及び利用の一時的な中断）

下記の事由により、事前に告知すること無く、やむを得ず一時的に利用の中断や利用制限を行う場合がございます。

この場合、会員に発生した損害に対し当社は一切の責任を負いません。

(1)設備の臨時保守、臨時点検、臨時修理などを行う場合

(2)火災・停電等の事故により利用が出来なくなった場合

(3)天変地異、テロなどにより利用が出来なくなった場合

(4)その他、予期せぬ事由により利用の中断等をせざるを得ない場合

第7条（住所の利用、法人登記）

HP・名刺等に三条ものづくり学校の住所の記載は可能ですが、事前に当社にご連絡頂きます。また、法人登記住所としての利用も事前連絡により可能としますが、退会時には必ず登記住所を変更して頂き、変更完了後の登記簿を提出して頂く必要があります。

第8条（会員情報の更新）

会員情報や事業内容に変更のある場合は、速やかに当社にご連絡頂くものとします。

第9条（最低利用期間および最長利用期間）

最低利用期間を6ヵ月とし、その間、会員は月額利用料を支払いコワーキングスペースを利用するものとします。以後2ヶ月単位で利用期間を自動延長するものとします。

但し、最長でも三条市と当社の指定管理契約期間満了日の平成32年3月31日までが最長利用期間となります。

第10条（退会）

最低利用期間である6ヵ月未満での退会はできません。以降、退会する場合は退会希望月開始の2ヶ月以上前までに、当社に退会の申請を行う必要があります。

第11条（飲食について）

飲食は原則飲み物と軽食のみとします。他の会員の迷惑にならない程度のものとし、臭気が強い飲み物・食べ物は禁止します。アルコールは厳禁です。なお、ごみはお持ち帰り頂きます。

第12条（損害賠償）

会員は、その責に帰する事由により使用したデスク、イス、その他設備を毀損し、又は滅失したときは、直ちに当社に届け出るものとします。

この場合において、会員は、損害を賠償しなければなりません。

第13条（コワーキングスペース内での禁止事項）

コワーキングスペース内では下記の行為を禁止します。

- (1)PCからの音声出力、携帯電話、スカイプ、打ち合わせ等で、ほかの会員の作業を妨げるような音を出す行為
- (2)衛生上有害な、もしくは危険な行為、又は他の会員の迷惑、妨害となるような営業その他の行為
- (3)危険物及び重量物の持ち込み
- (4)公序良俗に反する物、他人に不快感を与える物の持ち込み
- (5)宿泊、喫煙、火気使用
- (6)当社の許可なく 共用部分に物を置くこと等、共用部分を専用使用すること
- (7)会員権の譲渡もしくは、非会員の招き入れ
- (8)公序良俗に反する活動
- (9)宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (10)政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (11)その他、当社が不適切と判断した行為

第14条（利用をお断りする事業）

入会後であっても次に該当する事業を行っているときみなされる場合は退会いただきます。その場合、既に支払われた月額利用料は返金いたしません。

- (1)法令に反する事業及び反する恐れのある事業
- (2)公序良俗に反すると当社が判断した事業
- (3)性風俗関連の事業
- (4)暴力団関係者及びそれに関する事業
- (5)政治結社及び宗教団体
- (6)マルチ商法及びそれ関連する恐れのある事業
- (7)その他、当社が不相当と認めた事業

第15条（利用制限と強制退会）

下記の事由に該当する行為を行った場合、当社の判断で、以降のコワーキングスペースの利用をお断りすることがあります。その場合、既に支払われた月額利用料は返金いたしません。

- (1)会員登録時の情報や書類に虚偽があった場合
- (2)会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡した場合
- (3)会員が会員以外の者を招き入れコワーキングスペースを使用させた場合
- (4)当社や他の会員又は第三者に損害を与える恐れがあると、当社が判断した場合
- (5)本規約に反する行為があった場合
- (6)第14条に記載された事業を行った場合、及び行おうとした場合

第16条（免責）

次の事項に関して会員に発生した損害について、当社は責任を負わないものとします。

(1)会員の貴重品を含む所持品についての盗難・破損

(1)会員同士もしくは第三者との間で発生した事故やトラブル

(1)インターネット接続によるウイルス被害

(1)第6条による利用中断、利用中止

第17条（コワーキングスペース運営の終了）

当社のコワーキング会員およびコワーキングスペースの運営は、三条市との指定管理契約に基づき行うものであり、三条市と当社の指定管理契約の解約・解除・終了に伴い、終了します。

第18条（本規約の変更）

本規約は当社が必要に応じて変更することがあります。変更後の内容については速やかに周知のうえ、適用するものとします。

平成28年2月

東京都千代田区一番町4-42

株式会社ものづくり学校